



2015年
事業の概況

Jf マリンバンク
兵庫県信用漁業協同組合連合会

JFマリンバンクHYOGOは‘浜’の金融機関です

ごあいさつ	1
-------------	---

JFマリンバンクHYOGOの経営姿勢についてお知らせします

経営方針	2
リスク管理体制	4
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	6
金融A D R制度への対応	6
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	7
地域の活性化のための取組みの状況	7

JFマリンバンクHYOGOの事業についてご案内します

事業概要	8
勧誘方針	8
貯金業務	9
為替業務	9
融資(貸付)業務	10
その他のサービス	10

JFマリンバンクHYOGOの組織概要についてご紹介します

組織構成	11
役員・職員	12
沿革・歩み	13
トピックス	14

JFマリンバンクHYOGOの平成26年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況	15
融資についての考え方	15

資料編	16
-----------	----

店舗一覧	40
------------	----

JFマリンバンク HYOGO は「浜」の金融機関です

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

JF兵庫信漁連をより一層ご理解いただくため、「JFマリンバンクHYOGO事業の概況」(2015年度版ディスクロージャー誌)を作成いたしました。本冊子は、経営に関する考え方や、この1年間の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

JF兵庫信漁連は昭和26年発足以来、協同組合組織として相互扶助の理念のもと、会員の信用事業の振興をはかり、漁村の中核的金融機関としての使命と役割を果たし、漁業生産性の向上と生活の向上等に寄与し、地域社会の発展に向けて努力してまいりました。この1年間も金融環境が大きく変化する中、役職員一体となって経営努力を重ね所期の成果を収めることができました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。今後とも、漁協系統信用事業の中核店として「使いたくなる・選ばれるJFマリンバンク」となるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

兵庫県信用漁業協同組合連合会
代表理事長 山田 峰 人



事業概要(平成27年3月31日現在)

名 称	兵庫県信用漁業協同組合連合会
呼 称	JF兵庫信漁連 (JFマリンバンク「HYOGO」)
創 業	昭和26年10月8日
業 務	貯金・貸出・為替・指導業務
本 店	明石市中崎1丁目2番3号
会 員 数	正会員43会員 准会員3会員
役 員 数	常勤役員3名 非常勤役員11名
代表理事長	山田 峰 人

職 員 数	63名
店 舗 数	本支店 6店舗 営業店 15店舗
出 資 金	1,736百万円
貯 金 残 高	694億円 (平均残高659億円)
貸 出 金 残 高	214億円 (平均残高222億円)
当期利益金	15百万円
自己資本比率	12.82%

の経営姿勢について お知らせします

経営方針

我が国の経済は、国内景気の持ち直しのテンポは依然として緩やかなままですが、今後、政府主導での賃上げムードが継続していることや、原油安などでエネルギー価格が大幅に下落していること等を通じて、家計の実質購買力の向上に寄与していくものとみられることから、明るさも見えてくるものと思われます。

日銀は、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標の実現に向け諸策を行っており、金融緩和を続けていくことを明言しています。

我々JFグループにおきましては、豊かで活力のある漁業・漁村の創造に向けて、①浜の活力再生、②組織・事業基盤の確立と人づくり、③漁村活性化に向けたJFグループの役割発揮、の3つの重点事項からなる「漁業・漁村革新プラン」を「運動方針（2015～2019年度）」として取りまとめられました。また、信用事業については、当該運動方針の中で、協同組織金融機関としての相談機能・資金供給の円滑化、「浜プラン」の展開を通じた担い手の育成支援、JFの経営・事業支援の取組強化に努め、漁業生産・漁業所得の向上・安定化に向けた取組を進める方針としています。

このような状況下、平成27年度は、新中期経営計画の初年度として、「浜の暮らしを守る信頼の金融」の実現を目指し、「原点への回帰」と「経営力強化」を経営方針として、他金融機関では対応しきれない漁業系統及び漁村地域の金融を担う職能的地域金融機関として存在意義を発揮するよう事業展開してまいります。

また、「金融円滑化法」終了後においても、引き続き返済支援に努めるとともに、事業継続・安定化に資する資金の円滑な供給を重要な役割として、「使いたくなる、選ばれるJFマリンバンク」を構築するため、次に掲げる事項について取組実践を行ってまいります。

① 組織強化の方向性

「JFグループの運動方針」において「浜の期待に応えられる新たな信漁連の創造」を基本認識に検討素材として「広域信漁連構想」が盛り込まれ、平成27年度より全国をブロック分けした研究グループが設置されることとなっています。本県においては、全国構想と呼応しつつ、その先駆けとして平成26年2月より本格的な検討を始めたJF和歌山信漁連との統合について、さらに実践的な協議を進めます。

② 業務運営体制の整備

業務運営体制については、JFマリンバンク体制整備基準と併せ店舗の採算性や合理性を考慮した上で、信用事業統合完了後取り組んできた店舗再編についての仕上げを行うものとします。また、店舗機能再構築により、時間営業とした地区、渉外対応とした地区においては、直接本会職員が利用者と接触を持てる強みを最大限に活かした業務運営を行います。

③ 自己資本充実による自己資本比率の確保

昨今の厳しい環境下において、「浜」の金融を担い続け、本会の持つ機能を十分に発揮していくためには、急激な金融環境の変化にも耐え得る強靱な経営体質の実現を目指すとともに、平成26年12月に自己資本額の35%から25%に引き下げられた大口信用供与限度にも対応していく必要があることから、利益の内部留保を中心としてさらなる資本の充実を図ります。

④ 人材育成

信漁連が基本理念・基本方針のもと円滑な業務を行うには、人材育成が最も必要であることから、全店舗集合・階層別・店舗及び部署単位での研修会・勉強会を実施し、職員のスキルアップを図ります。

⑤ 経営管理の目標

・収益性の強化

安定的な収益構造を構築するため、事業量の拡充はもちろん、従来から取り組んできた管理費の圧縮に加え、余裕金運用、直営店舗の整理、各種手数料等について整備・充実を図り収益性の強化を図るものとします。

・コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンスプログラムの充実を図り、全店舗の職員に対するコンプライアンスの徹底を図ることとし、併せて適切な人事ローテーションも計画的に実施することとします。

・目標達成の徹底

各店舗において店舗全体及び職員個々に明確な目標設定を行い、本店において目標達成状況の管理を徹底します。

・監査の充実

監事と監査部署の連携強化、監査手法の充実、チェック機能の整備により、不祥事の未然防止に強力に取り組み、金融機関としての信頼性確保に努めます。

《4つの理念》

JFマリンバンクは、
笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクは、
‘浜’のニーズに応えます

JFマリンバンクは、
「協同」と「協働」を掲げます

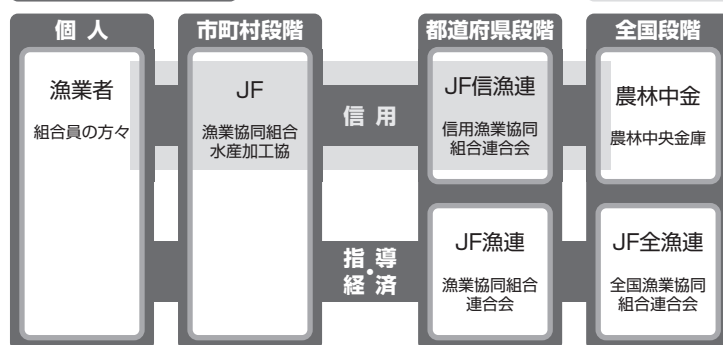
JFマリンバンクは、
安心と有利を提供します

○ JFマリンバンク

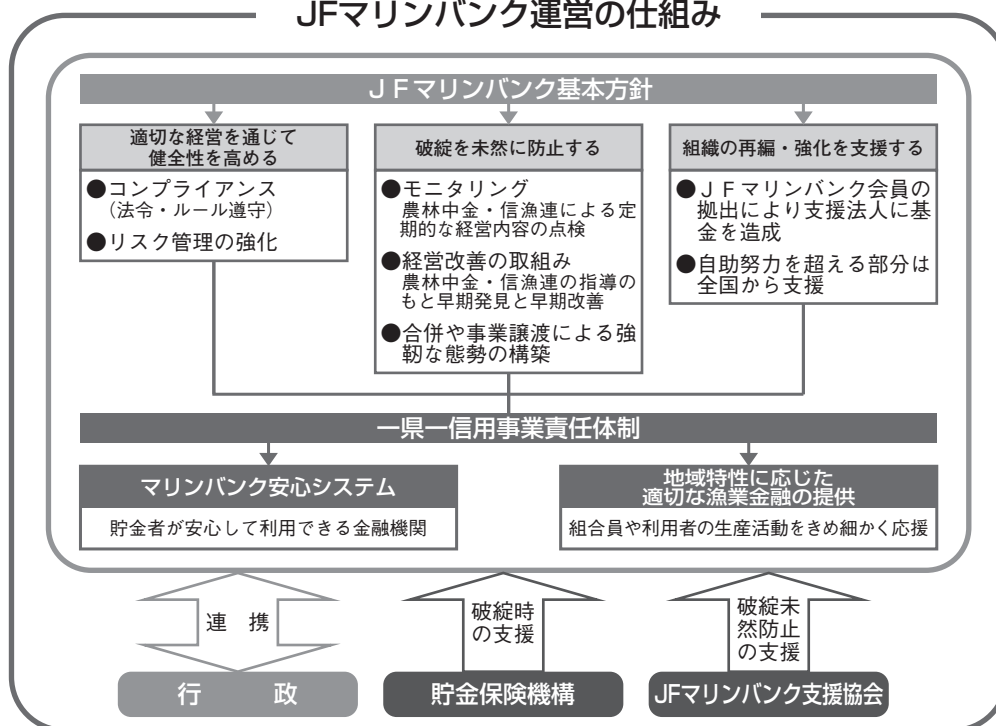
JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。

JFグループのしくみ



JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。

貯金保険制度

貯金者を
保護するための
国の公的な制度

漁協、信漁連、農林中金などが加入する『貯金者保険制度』。加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。



マリンバンク 安心システム

JFマリンバンクが再編強化法に基づき構築している貯金者のためのセーフティネットです。

■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JFマリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なるリスクを負担していないかを協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（4年程度を目途とする）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤動作等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、システムの集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

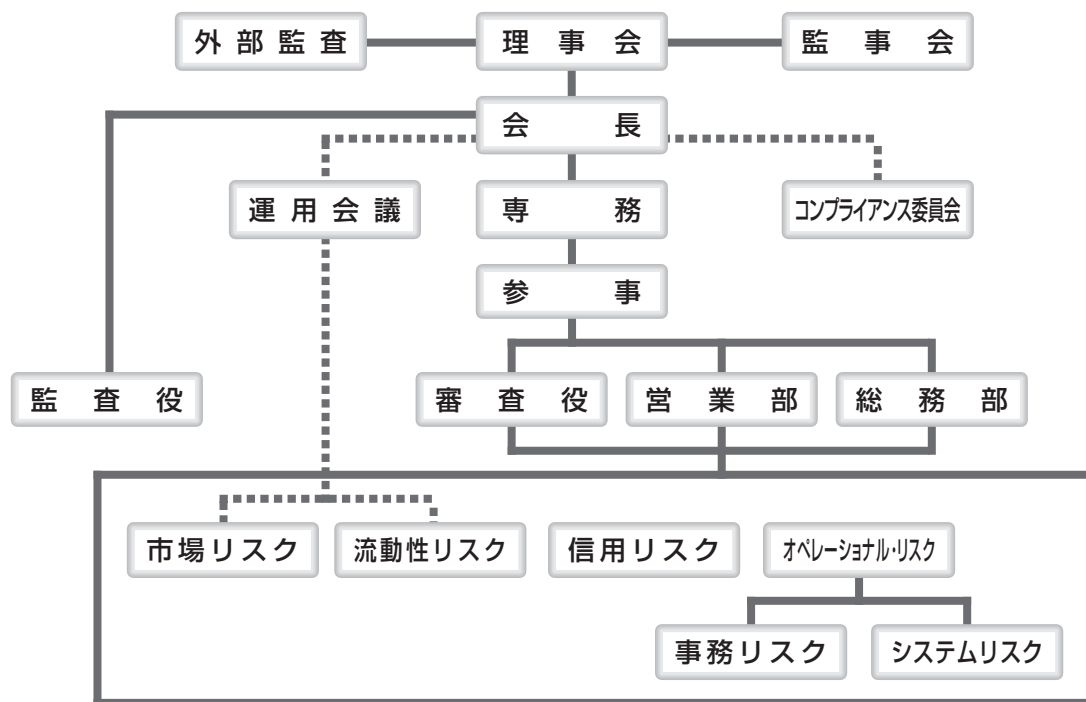
また、情報資産の安全管理については、「情報安全管理基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車輛の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《 リスク管理の組織体制 》



マリンメモ

JF綱領（～わたしたちJFのめざすもの～）

- 一、海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一、食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一、都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一、JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一、協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture＝農業に对照してFisheries＝水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受するすべての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

JFグループ

JFグループ 兵庫

JF全漁連

〈組 合〉	〈系統団体〉	〈組 織〉
・ JF〇〇〇	・ JF兵庫漁連	・ JF〇〇女性部
・ JF〇〇〇	・ JF兵庫信漁連	・ JF〇〇青壮年部
・ JF〇〇〇	・ JFぎょうざい兵庫	
	・ JF共水連兵庫	

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス（法令等遵守）態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお応えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者のもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、J F マリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（J F マリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



シンボルマークについて

J F マークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統（J F グループ）が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「J」とFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJ F グループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ……………

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 代表理事会長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 当連合会は参事を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
 8. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ……………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されております。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚げ代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応して、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

併せて、漁村における職能的な地域金融機関として地域経済にも貢献しております。

《漁協女性部》

当連合会は、平成18年10月より兵庫県漁協女性部連合会の事務局となり、女性部員と漁協女性部との連携を図り、明日の魅力ある漁業と明るく豊かな漁村づくりをすすめるため魚食普及、環境保全活動、貯蓄推進等に取り組んでまいりました。地域の男性・女性・小さな子供を対象に「おさかな料理教室」を開き、浜で水揚げされた魚の食べ方、捌き方を紹介しました。

また、“豊かな森が豊かな海を育てる”をキャッチフレーズに、県下各地の漁協青壮年部・女性部員と一緒に山での植樹を行っています。

平成19年からは、森の生育環境のため“植樹”から“育樹”のための間伐へ活動内容を切り替えました。

漁協女性部員の皆さんと協力して、私達の生産と生活の場である豊かな海を守るため、漁港内の海浜清掃を行い、漁港に流れ着いたゴミを拾い、草刈り等のお手伝いを通じて、当連合会の利用に関するお声を聞いております。

事業概要

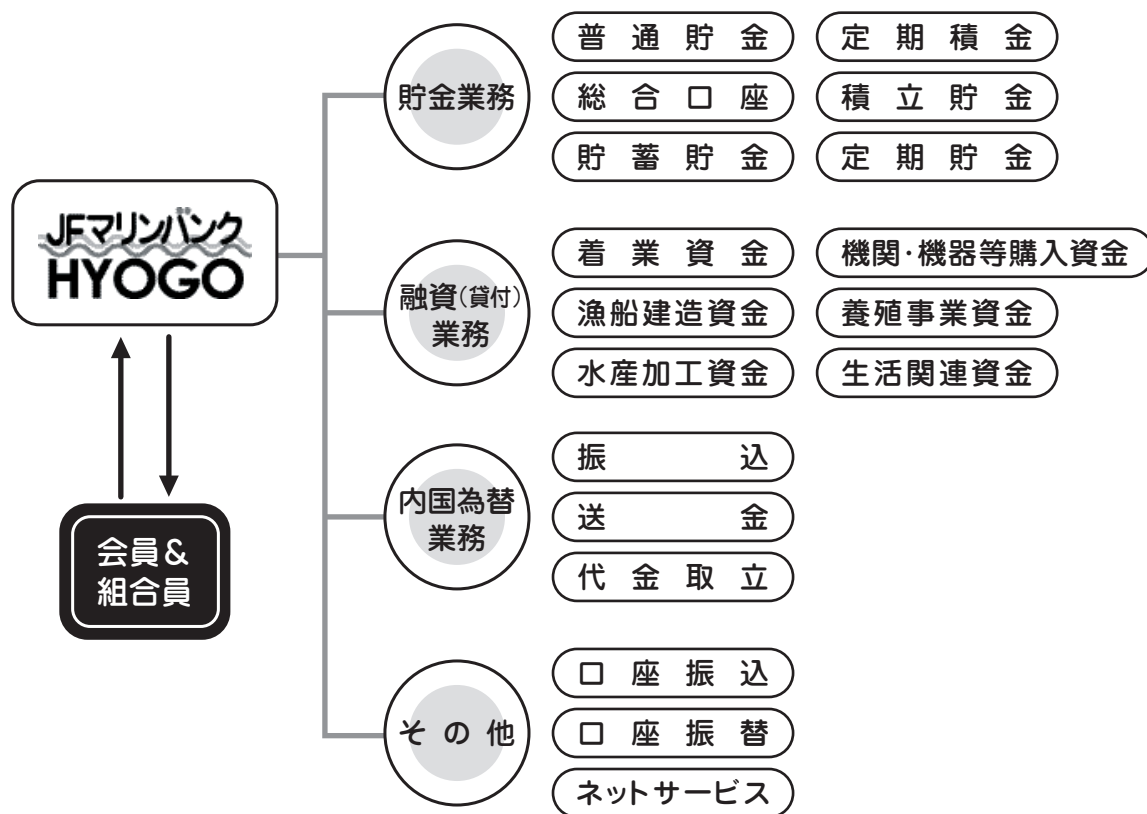
JF兵庫信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

JFグループの一員としてその機能を発揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JFマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種 別		特 色	期 間	最低預入額
当 座 性	普 通 貯 金	現金がいつでも自由に出し入れできる、身辺で便利な貯金です。 食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1 円
	総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りをセットにした多機能商品です。ご利用いただける方は、“個人”に限定されています。 定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
	決 済 用 貯 金	貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済にご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっております。		
	貯 蓄 貯 金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
	納税準備貯金	納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
	当 座 貯 金	決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。		
	通 知 貯 金	余裕金の一時的運用に便利な貯金です。	7 日以上	1 万円
定 期 性	期日指定定期	お預入から1年間以上の据置きあのと、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は1年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円
	スーパ－定期	お預入は1円から手軽にはじめられる定期貯金です。1ヵ月から5年の範囲でお預入期間が選べる〈定型方式〉と、5年未満の範囲で満期日を指定できる〈期日指定方式〉、3年以上の複利方式があります。	1ヵ月以上 5年以内	
	大 口 定 期	まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1000万円からのお預入にご利用下さい。		1000万円
定 期 積 金		一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6ヵ月以上 7年以内	100円
漁 協 積 立 貯 金		水揚げ精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1 年の 自動継続	1 円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(平成27年 3 月31日現在)

種 類	本会本・支店宛	他金融機関宛
送金手数料	1 件につき 432円	864円
振込手数料	3 万円未満 1 件につき 216円	540円
	3 万円以上 1 件につき 432円	756円
振込手数料 (A T M)	3 万円未満 1 件につき 0 円	216円
	3 万円以上 1 件につき 0 円	432円
振込手数料 (インターネットバンキング)	3 万円未満 1 件につき 0 円	216円
	3 万円以上 1 件につき 0 円	432円
代金取立手数料	1 通につき	至急扱い 864円
		普通扱い 648円

その他手数料

(平成27年 3 月31日現在)

送金、振込の組戻料	1 件につき	648円
不渡手形返却料	1 通につき	648円
取立手形組戻料	1 通につき	648円
再発行手数料 (通帳・MSキャッシュカード) (ICキャッシュカード)	1 枚につき	1,080円
残高証明書発行手数料	1 通につき	324円
支払利息証明書発行手数料	1 通につき	324円
各種証明書発行手数料	1 通につき	324円
インターネットバンキング利用料	1 口座につき	0 円
本会保有個人データ開示手数料	1 件につき	540円
両替手数料 ※1001枚以上、1000枚毎に216円	1 ～100枚	無 料
	101枚～1000枚	324円
	1001枚～	540円

(注)手数料には消費税(8%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫融資の申込みのお取次もしています。

種 類		内 容		貸出限度	償還期限		
事業資金	設備資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)		事業費の範囲内	15年以内		
	経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)		事業費の範囲内	10年以内		
	水産業経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)		担保等による	1年以内		
	制 度	漁業近代化資金	漁業者及び加工業者の水産業 経営に必要な設備の取得資金	漁船建造	20トン未満	9000万円	20年以内
				20トン以上	36000万円		
			機関・機器等 の購入	個人	9000万円	10年以内	
				法人	36000万円		
			水産加工資金		9000万円	15年以内	
	金	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購 入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要 な短期の運転資金	個人	1000万円	1年以内	
				法人	2000万円		
漁業体験施設の整備に必要な資金			個人	1000万円	5年以内		
			法人	2000万円			
天災、油濁事故等により被害を受けた漁業者 が漁業経営に必要な資金			個人	500万円			
			法人	1000万円			
燃油供給安定化に必要な資金		県漁連	20000万円	1年以内			
生活資金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金		5000万円	35年以内		
	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金		500万円	8年以内		
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金		掛金の範囲内	10年以内		

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くの J F 兵庫信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金の A T M ・ C D はもちろん、Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・郵便局等の A T M ・ C D (左のマークのある A T M 等) からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debit マークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリンクレジット カード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫の A T M でキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する「ロードサービス」も取扱いいたしております。
インターネット バンキング	窓口や A T M に行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリンメモ

A T M ご利用手数料の無料化

- J F マリンバンク内の A T M でご入金、ご出金する際のご利用手数料が無料ですすべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用による A T M ご利用手数料は次のとおりです。(平成27年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日		日 祝 祭 日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	9:00~14:00	14:00~17:00	9:00~17:00
兵庫県信漁連 A T M 他都道府県信漁連・漁協 A T M	無 料					
J A バンク A T M	無 料					
ゆうちょ銀行 A T M	108円	無料	108円	108円	108円	108円
セブン銀行 A T M (セブンイレブン A T M)	108円	無料	108円	無料	108円	108円
ローソン A T M	108円	無料	108円	無料	108円	108円
E-net A T M (ファミリーマート他)	108円	無料	108円	無料	108円	108円
他行 A T M	216円	108円	216円	108円	216円	216円

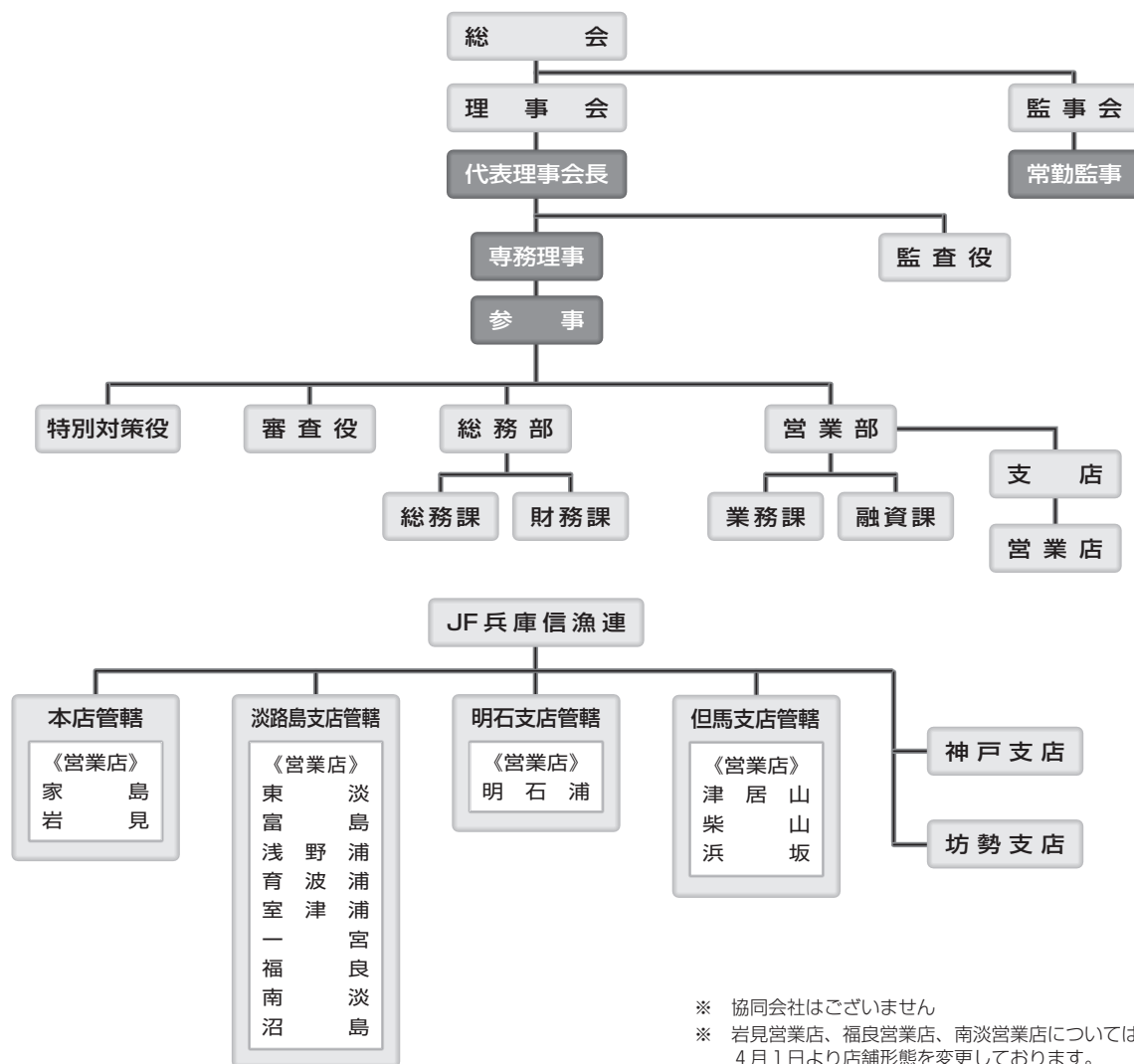
- ※ J A バンク・他行 A T M での入金はお取扱いきません。
- ※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行 A T M での時間外の取扱が出来ない場合があります。

JFマリンバンク
HYOGO の組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

平成27年3月末現在

構成	正会員 43 (沿海漁協37、内水面漁協 4、漁連 2) 准会員 3 (水産加工協 2、漁業共済組合 1)	※前年度 正会員44、准会員 3
役員	14名(理事10名、監事 4 名)	
職員	63名(男性37名、女性26名)	
店舗	本店、直営支店 3、統合支店 2、直営営業店 6、統合営業店 9 ① 本店(明石市) ② 直 営 支 店=淡路島(淡路市)、明石(明石市)、但馬(香美町) ③ 統 合 支 店=神戸(神戸市)、坊勢(姫路市) ④ 直営営業店=育波浦・東淡(淡路市)、明石浦(明石市)、津居山(豊岡市)、柴山(香美町)、浜坂(新温泉町) ⑤ 統合営業店=家島(姫路市)、岩見(たつの市)、富島・浅野浦・室津浦・一宮(淡路市)、福良・南淡・沼島(南あわじ市)	



※ 協同会社はございません

※ 岩見営業店、福良営業店、南淡営業店については
4月1日より店舗形態を変更しております。

※ 特定信用事業代理業 該当なし

役員

平成27年3月末現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	常勤	山田 峰人	員外理事
副会長理事	非常勤	社 領 弘	
専務理事	常勤	里 昭彦	員外理事
理事	非常勤	山田 隆義	
理事	非常勤	田 沼 政 男	
理事	非常勤	中 川 照 央	
理事	非常勤	大 河 優	
理事	非常勤	前 田 若 男	
理事	非常勤	村 瀬 晴 好	
理事	非常勤	川 越 一 男	
代表監事	非常勤	橋 本 幹 也	
常勤監事	常勤	宮 崎 二 郎	
監事	非常勤	杉 谷 富 弘	
監事	非常勤	清 永 治 幸	員外監事

役員の就任状況

平成27年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
理 事	常 勤 2	0	0	2	10
	非常勤 8	0	0	8	
監 事	常 勤 1	0	0	1	4
	非常勤 3	0	0	3	
計	14	0	0	14	14

職員

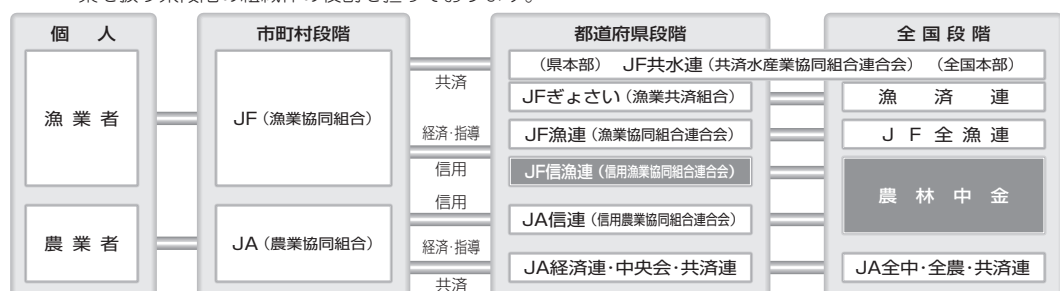
平成27年3月末現在

区 分	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度	26 年 度
参 事	1	1	1	1	1
男 性 職 員 (うち出向)	42 (0) (9)	43 (0) (8)	41 (0) (8)	37 (0) (7)	35 (0) (6)
女 性 職 員 (うち出向)	28 (0) (6)	26 (0) (4)	25 (0) (3)	25 (0) (3)	25 (0) (4)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	5 (1) (0)	6 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)
合 計 (うち出向)	76 (1) (15)	76 (1) (12)	69 (1) (11)	65 (1) (10)	63 (1) (10)

注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

マリンメモ

- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項	年 月 日	主 要 事 項
昭和26年 7月	設立総会開催 初代会長 三浦清太郎氏	6月	淡路島統括支店設置オープン
11月	業務開始（出資金260万円、会員76）	10月	MICS（民間金融機関の業態間のCD・ATMの提携）加盟
27年 6月	第2代会長 島田文治郎氏就任	11年 4月	家島支店オープン
8月	海の幸定期貯金取扱い	5月	信用事業統合体運営委員会 ～12年1月（8回開催）
28年 3月	全国漁業協同組合連合会へ加入	6月	林崎支店オープン
4月	県下漁協信用事業連絡協議会発足	12月	役員制度検討委員会 ～12年2月（3回開催）
29年10月	兵庫県立水産会館へ移転	12年 6月	第6代会長 吉野生壯氏就任
30年 7月	但馬支所業務開始	8月	兵庫県漁協系統団体活性化委員会 ～13年1月（8回開催）
12月	貯蓄奨励制度の制定	10月	郵便局とのCD・ATM連携開始
31年12月	農林漁業振興資金（県）制度による貸付	13年 7月	デビットカード取扱開始
32年12月	漁業金融協議会発足	9月	淡路西浦中核店（育波浦）オープン
34年 6月	水協法10周年記念定期貯金推進運動実施	//	収支検討委員会 ～14年1月（6回開催）
8月	兵庫県漁協婦人部連合会結成	10月	神戸支店オープン
36年 1月	のり共販資金取扱開始	14年 7月	インターネットバンキング取扱開始
4月	漁業近代化資金（県単）取扱開始	8月	但馬地区店舗活性化検討会 ～15年3月（3回開催）
37年 4月	全国漁協貯蓄500億円達成運動開始	15年 1月	JFマリンバンク兵庫県本部委員会設置
38年11月	但馬支所、但馬漁業センターへ移転	4月	営業店に対する「事務委託方式」の導入
39年 4月	全国漁協貯蓄1000億円達成運動開始	5月	全県連絡協議会開催
40年11月	第1回漁家経済調査実施	10月	但馬地区5支店直営化
42年 4月	全国漁協貯蓄2000億円達成運動開始	16年 1月	マルチペイメントネットワークシステム稼動
9月	第3代会長 西上重弑氏就任	3月	優先出資制度導入
44年 4月	住宅金融公庫受託業務取扱開始	9月	台風被害にかかる「災害復旧緊急資金」融資
9月	漁業近代化資金等融資要綱策定	12月	決済用貯金取扱い開始
45年 4月	全国漁協貯蓄5000億円達成運動開始	17年10月	JFマリンバンク中期事業推進方策検討委員会設置 ～18年6月（4回開催）
46年11月	創立20周年記念式典挙行	11月	セブン銀行ATMによる取扱開始
12月	全国漁協相互援助基金加入	12月	坊勢支店オープン
47年 9月	赤潮被害に対する県制度資金融資	//	1県1信用事業責任体制確立
48年 7月	PCB被害漁業者救済対策緊急融資	18年 6月	第7代会長 秋武宏氏就任
49年 6月	燃油対策緊急融資協議会開催	7月	統括店運営協議会 ～18年9月（3地区開催）
50年 7月	漁業信用基金協会保証付取扱方針決定	10月	兵庫県漁協女性部連合会事務局業務開始
12月	第1次漁協信用事業体制整備強化運動開始	19年 4月	近畿地区信漁連広域化実務者検討会設置
51年10月	コンピュータFACOMVO本番稼動	10月	あんしん体制推進委員会設置 ～21年5月（7回開催）
52年10月	内国為替業務取扱開始		漁家経営対策検討委員会設置 ～21年5月（5回開催）
53年 7月	兵庫県漁協貯蓄500億円達成運動決議	20年 1月	平成19年度不漁対策資金融資
54年 2月	神戸手形交換所に加盟	3月	G号流出事故対策本部設置
//	全銀システムに加盟		事故対策緊急資金取扱開始
55年 4月	漁協信用事業機械化（EDPS）構想策定	8月	ICキャッシュカード発行
56年 9月	「創立30周年記念旅行貯金（ハワイ）」実施	10月	燃油高騰対策特別「経営資金」融資
57年 9月	貯金業務NECシステム発足	21年 7月	燃油高騰対策「短期資金」融資
59年11月	兵庫県漁協信用事業整備強化運動実施		水産会館竣工 本店移転
61年 1月	兵庫県漁業経営等対策委員会発足	8月	「緊急保証対策資金」融資
8月	関西空港漁業補償金特別貯蓄運動実施	12月	明石支店、但馬支店オープン
10月	淡路出張所設置		東淡営業店オープン
62年 6月	兵庫県漁協貯蓄500億円達成記念大会開催	22年 6月	中小企業金融円滑化法対応
//	兵庫県漁協貯蓄600億円達成運動決議	11月	第8代会長 山田峰人氏就任
7月	第4代会長 成谷恒男氏就任	23年 3月	信用事業に係る将来ビジョン策定
//	全国漁協オンラインセンター設立総会	10月	東北地方太平洋沖地震発生
63年10月	第5代会長 木下清氏就任	24年 7月	融資課設置
平成元年 6月	兵庫県漁協貯蓄600億円達成記念大会開催		「店舗機能再構築検討委員会」設置 ～25年2月（5回開催）
//	兵庫県漁協貯蓄800億円達成運動決議	25年11月	但馬地区沖合底びき網漁業活性化委員会設置
7月	全国漁協オンラインシステム開通	//	可動式端末機導入
3年10月	第1次漁協系統信用事業組織強化検討委員会及び同専門員会設置 ～4年11月（4回開催）	12月	和歌山県信漁連との統合信漁連構築に向けた協議会開始にかかる「合意書」締結式
4年 9月	経営改善検討委員会設置 ～8年11月（9回開催）	26年 2月	和歌山県信漁連との統合協議会 ～27年3月（5回開催）
7年 1月	阪神・淡路大地震発生	4月	省エネ機器等導入推進事業に係る融資取扱開始
	兵庫県南部地震漁業災害対策本部設置	5月	店舗機能再構築開始（本店地区）
3月	震災対策資金（住宅・生活）融資	10月	店舗機能再構築開始（西播磨地区）
9月	第2次組織強化役員協議会・専門員会設置 ～10年5月（15回開催）	27年 3月	店舗機能再構築開始（淡路南浦地区）
11月	ATM稼動による業務開始		
8年 9月	組織強化漁婦連ブロック講習会開催		
10月	組織強化ブロック別検討会開催		
9年10月	明石浦支店オープン（統合第1号店）		
11月	津居山・香住加工支店オープン		
10年 3月	但馬支所廃店		
4月	柴山港・香住・浜坂町支店オープン		

■ トピックス

JF マリンバンク全国大会

JF 全漁連、農林中央金庫主催の「第12回 JF マリンバンク全国大会」が7月22日、ザ・プリンスパークタワー東京で開催されました。「浜の暮らしを守る信頼の金融へ」をテーマに、事例発表大会や、12回記念講演としてキャスターの草野 仁氏による特別講演も行われました。

本県からは JF 湊 杉谷組合長、JF 赤穂市 大河組合長が出席し、感謝状を授与されました。



キャンペーンの実施

定期貯金キャンペーンにつきましては、県内漁家の戸別訪問を実施し、役職員一丸となってPRと貯蓄推進を行いました。

また、年金受給口座獲得キャンペーン・年金定期の取り扱い・マイカーローンキャンペーンを実施いたしました。今後とも、社会貢献ができる商品の開発を計画いたします。



事業の状況

平成26年の内外経済は、米国経済こそ底堅く推移しましたが、それ以外の国・地域では低調が見られた中、わが国経済は、17年ぶりに消費税率が引き上げられ4月以降停滞気味に推移してまいりましたが、下期に入り原油価格の低下や円安による輸出の増勢の強まりにより、非常にゆったりとではあるが持ち直しつつある状況となっています。

金融政策面において日銀は、2%に設定している「物価安定の目標」を実現するため、25年4月に導入した「量的・質的金融緩和」を、10月末には長期国債等の買入額を増額することを柱とする「量的・質的金融緩和の強化」を決定、また政府も、「社会保障と税の一体改革」に基づき27年10月に予定していた消費税率の引き上げを29年4月へ先送りすることを決定しています。

系統信用事業では、全国運動の一環として自身の役割を発揮すべく、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化と「浜の暮らしを守る信頼の金融」を実現していくとともに、「健全性の確保」と「内部管理体制」の強化を柱とする経営力強化に努めることとしています。具体的には、県域ごとの現状を踏まえ、広域信漁連など新たな運営体制の構築を含む今後進むべき方向性を展望するとともに、将来にわたって役割を発揮し続けるための目指すべき姿を策定する取組みを行うこととしています。

JFグループにおいては、11月のJF全国代表者集会において、「浜の活力再生」、「組織・事業基盤の確立と人づくり」、「漁村活性化に向けたJFグループの役割発揮」の3つを柱とした5か年の運動方針『「水産日本の復活」に向けたJFグループの挑戦』を採択し、浜の再生と浜の活力の取り戻しに取り組むこととなりました。

本県漁業につきましては、但馬海区において、沖合底曳網漁業が好調に推移したことから前年を4億円上回る83億円の水揚げ実績となりました。内海地区においては、海苔養殖は当初出遅れ感がありましたが、堅調な単価に支えられ年度内の水揚げ金額は昨年度を上回る127億円の実績となりました。一方、近年好調に推移してきたカキ養殖は、漁期当初の天候不順による発育不足等によりやや低調となり、漁船漁業については総体的に依然として振るわない状況が続いております。

以上の環境下、本県系統信用事業は、「JF兵庫信漁連中期経営計画（平成24～26年度）」の最終年度として「浜の暮らしを守る信頼の金融」の実現を目指し、漁協系統の金融を担う職能的地域金融機関として存在意義を発揮するよう、系統組織の強みを生かした貯蓄推進活動をはじめ、融資面については、「金融円滑化法」終了後も、引き続き事業継続と安定化に資する資金の円滑な供給を最も重要な役割の一つとして取り組みました。

経営収支につきましては、当初策定の計画に基づき役職員一体となって経営努力を重ねてまいりました結果、前年度実績を下回ったものの、当初業績予想は上回ることができました。

また、財務健全性については、自己資本比率が0.90ポイント低下して12.82%となりました。

事業につきましては、「系統利用率の向上」と「漁家経営への貯蓄の浸透」を念頭に期末貯金残高目標67,765百万円を設定し、事業を進めてまいりましたが、当期末残高は前年度対比1,674百万円増加の69,407百万円となりました。

また、貸出金の期末残高につきましては21,404百万円、前年度対比671百万円の減少となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。
- ③ 18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。

資料編

■ 貸借対照表	17
■ 損益計算書	18
■ キャッシュ・フロー計算書	24
■ 剰余金処分計算書	25
■ 貯金業務	25
■ 融資業務	26
■ 為替業務	27
■ 有価証券	28
■ 経営諸指標	29
■ 自己資本の充実の状況	31
■ リスク管理債権等	38

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

1. 私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年6月27日

兵庫県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長

山田 峰人 

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	25年度末	26年度末	科 目	25年度末	26年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,126	1,217	貯金	67,733	69,407
預け金	42,096	44,926	当座貯金	254	220
系統預け金	40,152	42,584	普通貯金	20,900	23,810
系統外預け金	1,944	2,342	貯蓄貯金	1	3
譲渡性預け金	—	—	納税準備貯金	276	333
買入金銭債権	—	—	通知貯金	114	140
金銭の信託	—	—	別段貯金	263	298
有価証券	3,054	2,465	定期貯金	45,053	43,817
国債	310	213	積立定期貯金	410	413
地方債	1,408	1,116	定期積金	462	373
政府保証債	—	—	譲渡性貯金	—	—
金融債	—	—	借入金	—	—
社債	1,236	1,136	代理業務勘定	—	—
外国証券	100	—	その他負債	297	290
受益証券	—	—	貸付留保金	55	27
貸出金	22,075	21,404	未払法人税等	4	4
手形貸付金	1,847	1,547	従業員預り金	131	140
証書貸付金	17,559	17,270	未決済為替借	7	10
当座貸越	1,065	983	未払費用	37	41
金融機関貸付	1,604	1,604	前受収益	7	6
割引手形	—	—	リース債務	45	49
その他資産	236	228	その他の負債	11	13
未決済為替貸	1	1	諸引当金	294	295
前払費用	—	—	賞与引当金	18	18
未収収益	110	106	退職給付費引当金	275	276
その他の資産	125	121	睡眠貯金払戻引当金	1	1
固定資産	96	97	繰延税金負債	—	—
有形固定資産	53	50	債務保証	7	6
無形固定資産	0	0			
リース資産	43	47	負債の部計	68,331	69,998
外部出資	2,615	2,638	会員資本	2,744	2,747
繰延税金資産	0	1	出資金	1,735	1,735
債務保証見返	7	6	資本準備金	—	—
貸倒引当金	▲ 189	▲ 189	利益剰余金	1,009	1,012
			利益準備金	447	457
			その他利益剰余金	562	555
			任意積立金	531	533
			当期末処分剰余金	31	22
			(うち当期利益金)	30	15
			評価・換算差額等	41	48
			総資産の部計	2,785	2,795
資産の部計	71,116	72,793	負債及び純資産の部計	71,116	72,793

損益計算書

(単位：百万円)

費 用 の 部	25年度	26年度	収 益 の 部	25年度	26年度
経常費用	851	850	経常収益	893	866
資金調達費用	77	67	資金運用収益	791	759
貯金利息	63	58	貸出金利息	494	468
譲渡性貯金利息	—	—	預け金利息	30	28
借入金利息	—	—	譲渡性預け金利息	—	—
支払雑利息	14	9	有価証券利息配当金	54	41
支払奨励金	—	—	受入雑利息	0	0
役務取引等費用	38	35	受取奨励金	198	196
内国為替支払手数料	4	4	受取特別配当金	15	26
その他支払手数料	31	28	役務取引等収益	25	24
その他の役務取引等費用	3	3	内国為替受入手数料	14	15
その他事業費用	59	48	その他受入手数料	11	9
融資保険料	43	40	その他の役務取引等収益	0	0
支払助成金	2	2	その他事業収益	71	76
国債等債券売却損	—	—	受取出資配当金	60	60
国債等債券償還損	—	—	受取助成金	—	—
事業推進費	13	6	国債等債券売却益	11	16
債権管理費	1	—	国債等債券償還益	0	0
事業管理費	677	691	貸出金債権譲渡益	—	—
その他経常費用	0	9	その他経常収益	6	7
貸倒引当金繰入	—	9	株式等売却益	—	—
貸出金償却	—	—	賃貸料	—	—
株式等売却損	—	—	雑収入	2	5
退職給付金	—	—	繰入教育情報資金	2	2
その他の経常費用	0	0	貸倒引当金戻入益	2	—
特別損失	—	—	特別利益	—	—
法人税、住民税及び事業税	6	4	その他の特別利益	—	—
過年度法人税等	—	—			
法人税等調整額	6	▲ 3			
当期剰余金	30	15			
合 計	893	866	合 計	893	866

注記表

項 目	注 記 事 項												
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。												
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次の通りです。 1) 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法です。 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 4) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 5) 耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっています。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 3. 引当金の計上方法は次の通りです。 1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 4. リース取引の処理方法については次の通りです。 1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 2) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。												
会計方針の変更に関する注記	該当ありません。												
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。												
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。												
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。												
貸借対照表に関する注記	1. 有形固定資産の減価償却累計額は134,106,342円です。 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びA T Mの一部については、リース契約により使用しております。 3. 担保に供している資産は、次の通りです。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td>系統外預け金</td><td>100,000,000円</td></tr><tr><td></td><td>地方債（額面）</td><td>100,000,000円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td>当座借越担保</td><td>0円</td></tr><tr><td></td><td>公金担保</td><td>559,531,000円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、系統預け金2,000,000,000円を差し入れております。 4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は443,632,156円です。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）	担保に供している資産	系統外預け金	100,000,000円		地方債（額面）	100,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円		公金担保	559,531,000円
担保に供している資産	系統外預け金	100,000,000円											
	地方債（額面）	100,000,000円											
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円											
	公金担保	559,531,000円											

	5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。 1) 貸出金のうち、破綻先債権額は38,577,350円、延滞債権額は504,884,194円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。 2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は275,264,318円です。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,600,000円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。 4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は828,325,862円です。 なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,480,959,665円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が3,480,959,665円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
損益計算書に関する注記	該当ありません。
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 1) 金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。 当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っております。 2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、76.9%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査役を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。 貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。 不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。 ② 市場リスクの管理 当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。 とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。 運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売

買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が55,182,290円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4.参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,216,714,734	1,216,714,734	—
(2) 預け金	44,926,300,978	44,947,585,110	21,284,132
(3) 有価証券	2,465,368,802	2,514,142,300	48,773,498
満期保有目的の債券	1,099,500,002	1,148,273,500	48,773,498
その他有価証券	1,365,868,800	1,365,868,800	—
(4) 貸出金	21,404,441,542	—	—
貸倒引当金（※）	▲188,854,676	—	—
	21,215,586,866	21,410,560,930	194,974,064
資産計	69,823,971,380	70,089,003,074	265,031,694
(1) 貯金	69,407,209,088	69,448,353,914	41,144,826
負債計	69,407,209,088	69,448,353,914	41,144,826

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資（＊）	2,244,470,000
② 系統外出資（＊）	393,350,000
合 計	2,637,820,000

(＊)系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	43,826,300,978	—	—	—	—	1,100,000,000
有価証券	199,998,912	299,762,167	504,849,907	—	106,870,000	1,353,887,816
満期保有目的の債券	199,998,912	299,762,167	299,919,907	—	—	299,819,016
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	204,930,000	—	106,870,000	1,054,068,800
貸出金（＊）	4,781,690,783	2,135,765,555	2,939,818,223	1,805,841,276	1,497,819,602	7,386,044,091
合 計	48,807,990,673	2,435,527,722	3,444,668,130	1,805,841,276	1,604,689,602	9,839,931,907

(＊)貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の857,462,012円は含まれておりません。また金融機関貸付のうち1,000,000,000円は2年超3年以内に、604,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（＊）	63,496,158,929	2,429,026,854	2,674,295,686	781,972,635	25,754,984	—
合 計	63,496,158,929	2,429,026,854	2,674,295,686	781,972,635	25,754,984	—

(＊)貯金のうち要求払貯金24,803,916,055円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

- 1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地方債	699,737,835円	738,723,500円	38,985,665円
社 債	399,762,167円	409,550,000円	9,787,833円
計	1,099,500,002円	1,148,273,500円	48,773,498円

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

該当ありません

- 2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
国 債	199,964,947円	213,170,000円	13,205,053円
地方債	399,831,004円	416,754,400円	16,923,396円
社 債	699,968,620円	735,944,400円	35,975,780円
計	1,299,764,571円	1,365,868,800円	66,104,229円

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの

該当ありません

なお、上記の評価差額から繰延税金負債18,443,079円を差し引いた額47,661,150円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- 3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- 4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

売却額	売却益	売却損
514,794,000円	16,278,778円	0円

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

- 1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（企業会計審議会平成10年6月16日）に基づき、簡便法により行っております。

- 2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	274,579,600円
退職給付費用	17,870,500円
退職給付の支払額	▲ 16,863,800円
期末における退職給付引当金	275,586,300円

	3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>275,586,300円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>275,586,300円</td></tr> </table> 4) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>17,870,500円</td></tr> </table> 2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,198,487円を含めて計上しております。 なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は78,796,432円となっております。	退職給付債務	275,586,300円	退職給付引当金	275,586,300円	簡便法で計算した退職給付費用	17,870,500円																																																
退職給付債務	275,586,300円																																																						
退職給付引当金	275,586,300円																																																						
簡便法で計算した退職給付費用	17,870,500円																																																						
税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。 <table> <tr> <td>＜繰延税金資産＞</td><td>平成27年3月31日現在</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>30,998,176円</td></tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td><td>1,615,803円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>4,951,881円</td></tr> <tr> <td>未払事業税・地方人特別税</td><td>31,016円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>76,888,578円</td></tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td><td>760,759円</td></tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td><td>1,197,096円</td></tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td><td>437,840円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>116,881,149円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>▲97,081,914円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計(A)</td><td>19,799,235円</td></tr> <tr> <td>＜繰延税金負債＞</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>▲18,443,079円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計(B)</td><td>▲18,443,079円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額(A)+(B)</td><td>1,356,156円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。 <table> <tr> <td></td><td>平成27年3月31日現在</td></tr> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.8%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td><td>19.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>▲49.4%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>23.0%</td></tr> <tr> <td>教育情報資金</td><td>▲3.4%</td></tr> <tr> <td>軽減税率の影響</td><td>▲0.9%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>▲11.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>▲0.1%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>4.9%</td></tr> </table>	＜繰延税金資産＞	平成27年3月31日現在	貸倒引当金超過額	30,998,176円	貸倒損失否認額	1,615,803円	賞与引当金超過額	4,951,881円	未払事業税・地方人特別税	31,016円	退職給付引当金超過額	76,888,578円	減価償却限度超過額	760,759円	貸付金未収利息超過額	1,197,096円	睡眠貯金払戻引当金超過額	437,840円	繰延税金資産小計	116,881,149円	評価性引当額	▲97,081,914円	繰延税金資産合計(A)	19,799,235円	＜繰延税金負債＞		その他有価証券評価差額金	▲18,443,079円	繰延税金負債合計(B)	▲18,443,079円	繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,356,156円		平成27年3月31日現在	法定実効税率	27.8%	(調整)		交際費等永久に損金にされない項目	19.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲49.4%	住民税均等割等	23.0%	教育情報資金	▲3.4%	軽減税率の影響	▲0.9%	評価性引当額の増減	▲11.3%	その他	▲0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.9%
＜繰延税金資産＞	平成27年3月31日現在																																																						
貸倒引当金超過額	30,998,176円																																																						
貸倒損失否認額	1,615,803円																																																						
賞与引当金超過額	4,951,881円																																																						
未払事業税・地方人特別税	31,016円																																																						
退職給付引当金超過額	76,888,578円																																																						
減価償却限度超過額	760,759円																																																						
貸付金未収利息超過額	1,197,096円																																																						
睡眠貯金払戻引当金超過額	437,840円																																																						
繰延税金資産小計	116,881,149円																																																						
評価性引当額	▲97,081,914円																																																						
繰延税金資産合計(A)	19,799,235円																																																						
＜繰延税金負債＞																																																							
その他有価証券評価差額金	▲18,443,079円																																																						
繰延税金負債合計(B)	▲18,443,079円																																																						
繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,356,156円																																																						
	平成27年3月31日現在																																																						
法定実効税率	27.8%																																																						
(調整)																																																							
交際費等永久に損金にされない項目	19.2%																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲49.4%																																																						
住民税均等割等	23.0%																																																						
教育情報資金	▲3.4%																																																						
軽減税率の影響	▲0.9%																																																						
評価性引当額の増減	▲11.3%																																																						
その他	▲0.1%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.9%																																																						
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																						
リースにより使用する固定資産に関する注記	1. リース取引開始日が「リース取引にかかる会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 (リース資産の内容) 信用事業における機械装置及び器具備品です。																																																						
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																						
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																																						
その他の注記	該当ありません。																																																						

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	25年度	26年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,615	1,357
税引前当期利益	42	16
減価償却費	17	17
貸倒引当金の増加額	▲ 2	0
退職給付引当金の増加額	▲ 16	1
その他の引当金・積立金の増加額	▲ 1	0
資金運用収益	▲ 791	▲ 759
資金調達費用	77	67
有価証券関係損益	▲ 12	▲ 17
固定資産処分損益	—	—
貸出金の純増減	1,074	670
預け金の純増減	▲ 3,500	▲ 1,000
貯金の純増減	775	1,674
教育情報資金	▲ 2	▲ 2
その他	14	▲ 6
資金運用による収入	798	763
資金調達による支出	▲ 76	▲ 62
小計	(▲ 1,603)	(1,362)
法人税等の支払額	▲ 12	▲ 5
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	182	574
有価証券の取得による支出	▲ 1,097	▲ 100
有価証券の売却による収入	510	515
有価証券の償還による収入	800	200
固定資産の売却による収入	—	—
固定資産の取得による支出	▲ 22	▲ 18
外部出資による支出	▲ 9	▲ 23
外部出資の売却等による収入	—	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 4	▲ 10
出資の増額による収入	1	22
出資金の払戻しによる支出	—	▲ 22
出資配当金の支払額	▲ 5	▲ 10
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	▲ 1,437	1,921
VI 現金及び現金同等物の期首残高	11,799	10,362
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	10,362	12,283

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	25年度	26年度
当期末処分剰余金	31	22
(目的積立金取崩額)	(0)	(0)
剰余金処分額	22	14
内 訳		
利益準備金	10	4
任意積立金	2	－
(うち優先出資消却積立金)	(－)	(－)
出資配当金	10	10
(普通出資に係る配当金)	(7)	(7)
(優先出資に係る配当金)	(3)	(3)
次期繰越剰余金	9	8

- (脚注)
- (1) 普通出資金の配当は年0.50%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。
- | 種類 | 積立目的 | 目標額 | 取扱基準 | 既積立額 |
|-----------|--|--------|---|-------|
| 優先出資消却積立金 | 配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。 | 300百万円 | 行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、理事会の議決を経て取り崩す。 | 15百万円 |
- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項（水協法第92条第3項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、2,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
普通出資金に対する配当金	4	4	2	7	7
配当率	0.25%	0.25%	0.13%	0.50%	0.50%
優先出資金に対する配当金	3	3	3	3	3
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する貯金配当金	－	－	－	－	－
貸出金配当金	－	－	－	－	－
配当率	－%	－%	－%	－%	－%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分			25 年 度 末		26 年 度 末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
種類別 残高	当座	当座貯金	254	0.4	220	0.3
		普通貯金	20,900	30.8	23,810	34.3
		貯蓄貯金	1	0.0	3	0.0
		納税準備貯金	276	0.4	333	0.5
		通知貯金	114	0.2	140	0.2
		別段貯金	263	0.4	298	0.4
		小 計	21,808	32.2	24,804	35.7
	定期	定期貯金	45,053	66.5	43,817	63.2
		(うち固定金利)	(45,045)	(66.5)	(43,809)	(63.1)
		(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)
		積立定期貯金	410	0.6	413	0.6
		定期積金	462	0.7	373	0.5
		小 計	45,925	67.8	44,603	64.3
	合 計		67,733	100.0	69,407	100.0
貯金者区分 残高	員内	会員貯金	5,158	7.6	5,811	8.4
		組合員直接預り	33,832	50.0	34,789	50.1
		小 計	38,990	57.6	40,600	58.5
	員外	地方公共団体	2,960	4.4	2,693	3.9
		金融機関	－	－	－	－
		その他	25,783	38.0	26,114	37.6
		小 計	28,743	42.4	28,807	41.5
	合 計		67,733	100.0	69,407	100.0

- (注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度		26 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	19,670	29.0	20,663	31.3	993
定期性貯金	48,121	71.0	45,256	68.7	▲ 2,865
小 計	67,791	100.0	65,919	100.0	▲ 1,872
譲渡性貯金	－	－	－	－	－
合 計	67,791	100.0	65,919	100.0	▲ 1,872

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

財形貯蓄残高

「該当ございません」

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、％）

区 分		25 年 度 末		26 年 度 末		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
種 類 別	割引手形	—	—	—	—	
	手形貸付金	1,847	8.4	1,547	7.2	
	証書貸付金	17,559	79.5	17,270	80.7	
	当座貸越	1,065	4.8	983	4.6	
	金融機関貸付	1,604	7.3	1,604	7.5	
合 計		22,075	100.0	21,404	100.0	
金 利 別	固定金利貸出	10,758	48.7	10,513	49.1	
	変動金利貸出	11,317	51.3	10,891	50.9	
使 途 別	設備資金	15,306	69.3	15,109	70.6	
	運転資金	6,769	30.7	6,295	29.4	
貸 出 先 別	員 内	会 員	1,825	8.2	1,519	7.1
		組合員直接貸付	16,551	75.0	16,077	75.1
		小 計	18,376	83.2	17,596	82.2
	員 外	地方公共団体	651	3.0	871	4.1
		金融機関	1,604	7.3	1,604	7.5
		その他	1,444	6.5	1,333	6.2
		小 計	3,699	16.8	3,808	17.8
	合 計		22,075	100.0	21,404	100.0

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

区 分	25 年 度		26 年 度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,786	7.7	1,770	8.0	▲ 16
証書貸付金	17,918	77.7	17,167	77.5	▲ 751
当座貸越	1,741	7.6	1,621	7.3	▲ 120
金融機関貸付	1,604	7.0	1,604	7.2	—
合 計	23,049	100.0	22,162	100.0	▲ 887

貸出金担保別内訳

（単位：百万円、％）

区 分	25 年 度 末		26 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	1,744	7.9	1,628	7.6	▲ 116
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	6,077	27.5	5,722	26.7	▲ 355
その他担保物	26	0.1	16	0.1	▲ 10
小 計	7,847	35.5	7,366	34.4	▲ 481
基金協会保証	9,730	44.1	9,614	44.9	▲ 116
その他の保証	305	1.4	386	1.8	81
小 計	10,035	45.5	10,000	46.7	▲ 35
信用	4,193	19.0	4,038	18.9	▲ 155
合 計	22,075	100.0	21,404	100.0	▲ 671

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社 信用＝特殊当座・カードローンを含む

業種別貸出金残高

（単位：百万円、％）

区 分	25 年 度 末		26 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農水産業	15,989	72.4	15,178	70.9	▲ 811
製造業	—	—	—	—	—
建設業	17	0.1	14	0.1	▲ 3
運輸・通信業	39	0.2	43	0.2	4
卸売・小売業	150	0.7	144	0.7	▲ 6
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	1	0.0	0	0.0	▲ 1
地方公共団体	651	2.9	871	4.0	220
金融機関	1,604	7.3	1,604	7.5	—
その他	3,624	16.4	3,550	16.6	▲ 74
合 計	22,075	100.0	21,404	100.0	▲ 671

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度 末		26 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	0	0.0	0	0.0	0
その他担保物	0	0.0	0	0.0	0
小 計	0	0.0	0	0.0	0
信用	7	100.0	6	100.0	▲ 1
合 計	7	100.0	6	100.0	▲ 1

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	25年度末	26年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	572	421
独立行政法人住宅金融支援機構	456	391
年金積立金運用管理独立行政法人	6	5
株式会社日本政策金融公庫(教育)	33	29
合 計	1,067	846

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	25年度	26年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	285	236

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		25 年 度 末	26 年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	5,630	5,579	▲ 51
	海面養殖漁業	4,132	3,956	▲ 176
	その他漁業	22	11	▲ 11
	漁業関係団体等	3,361	3,005	▲ 356
合 計		13,145	12,551	▲ 594

- (注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておりません。
2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		25 年 度 末	26 年 度 末	増 減
プロパー資金		5,166	4,907	▲ 259
水産制度資金		7,979	7,644	▲ 335
	漁業近代化資金	6,524	6,728	204
	その他制度資金	1,455	916	▲ 539
合 計		13,145	12,551	▲ 594

- (注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		25 年 度 末	26 年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		572	421	▲ 151
合 計		572	421	▲ 151

- (注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			25 年 度		26 年 度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種	送金・振込	件数	24,110	37,787	23,709	37,638
		金額	36,236	45,577	35,311	46,128
類	代金取立	件数	541	119	538	120
		金額	3,846	149	4,002	125
合 計		件数	24,651	37,906	24,247	37,758
		金額	40,082	45,726	39,313	46,253

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種 類	25 年 度			26 年 度			増 減
	金 額	構成比	利 回	金 額	構成比	利 回	
国債	420	12.4	0.75	229	8.1	1.04	▲ 191
地方債	1,104	32.7	1.36	1,393	49.6	1.26	289
政府保証債	79	2.3	1.20	—	—	—	▲ 79
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,535	45.4	1.77	1,155	41.1	1.74	▲ 380
外国証券	242	7.2	2.78	34	1.2	2.05	▲ 208
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,380	100.0	1.57	2,811	100.0	1.45	▲ 569

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
25 年 度 末	国債	—	—	—	310	—	—	310
	地方債	—	200	200	—	506	—	1,408
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	100	299	306	107	424	—	1,236
	外国証券	—	—	—	—	100	—	100
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100	499	506	107	1,240	602	—	3,054
26 年 度 末	国債	—	—	—	213	—	—	213
	地方債	100	300	—	—	516	—	1,116
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	100	505	107	424	—	—	1,136
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	200	805	107	424	729	200	—	2,465

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区 分	25 年 度			26 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
国債	310	310	10	213	213	13
地方債	1,408	1,443	44	1,116	1,155	56
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	1,236	1,254	56	1,136	1,146	46
外国証券	100	93	▲ 7	—	—	—
受益証券	—	—	—	—	—	—
合 計	3,054	3,100	103	2,465	2,514	115

- (注) 1. 取得価額は、貸借対照表価額によっております。
2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区 分	25 年 度			26 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	1,299	1,345	46	1,099	1,148	49
その他	1,755	1,755	57	1,366	1,366	66
合 計	3,054	3,100	103	2,465	2,514	115

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収益	986	947	919	893	866
経常利益	40	35	30	42	16
当期利益金	12	13	9	30	15
出資金	1,727	1,727	1,734	1,735	1,735
出資口数	173	173	173	174	174
純資産額	2,712	2,731	2,761	2,785	2,795
総資産額	69,072	72,391	70,321	71,116	72,793
貯金	65,668	69,094	66,958	67,733	69,407
貸出金	26,111	25,149	23,149	22,075	21,404
有価証券	4,182	4,425	3,255	3,054	2,465
剰余金配当額	7	7	5	10	10
・ 出資配当金の額	7	7	5	10	10
・ 事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	76	76	69	65	63
・ 受入出向職員	15	12	11	10	10
単体自己資本比率	12.97	13.02	13.43	13.72	12.82

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。
なお、平成24年度以前は旧告示(パーセルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分		25 年 度			26 年 度		
		平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
実質運用勘定利回 A	貸出金	23,049	494	2.14	22,162	468	2.11
	預け金	40,665	244	0.60	40,252	250	0.62
	有価証券	3,380	65	1.92	2,811	58	2.05
		67,094	803	1.20	65,225	776	1.19
運用資金利鞘 A - B	貯金	67,791	63	0.09	65,919	58	0.09
	借入金	—	—	—	—	—	—
	貯金経費	—	690	1.02	—	696	1.06
	貯金借入金原価率 B	67,791	753	1.11	65,919	754	1.14
				0.09			0.05

区 分	25年度	26年度
事業収益 イ	887	860
事業費用 □	851	841
事業利益 イー□	36	19
事業収支率 □／イ	95.9	97.8

区 分	25年度	26年度
総資金運用利回	1.28	1.28
総資金原価率	1.22	1.26
(うち貯金原価率)	(1.11)	(1.15)
総資金利ざや	0.06	0.02

(注) 総資金運用利回＝資金運用収益／資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや＝総資金運用利回－総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	25年度	26年度
資金運用収益	791	759
資金調達費用	77	67
資金運用収支	714	692
役務取引等収益	25	24
役務取引等費用	38	35
役務取引等収支	▲ 13	▲ 11
その他事業収益	71	76
その他事業費用	59	48
その他事業収支	12	28
事業粗利益	727	715
事業粗利益率	1.08	1.10

(注) 事業粗利益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)＋事業管理費＋債権管理費＋事業推進費
事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度
受入為替手数料	14	14
その他受入手数料	11	10
役務取引等収益	25	24
支払為替手数料	4	4
その他支払手数料	34	31
役務取引等費用	38	35

業務純益

(単位：百万円)

区 分	25年度	26年度
業務純益	36	19

(注) 業務純益＝事業粗利益－経費(人件費・物件費・税金)

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分		25 年 度		26 年 度	
		残高	増減額	残高	増減額
受取利息	貸出金	494	▲ 42	468	▲ 26
	有価証券	54	▲ 3	41	▲ 13
	預け金	30	2	28	▲ 2
	合 計	578	▲ 43	537	▲ 41
支払利息	貯金	63	2	58	▲ 5
	譲渡性貯金	—	—	—	—
	借入金	—	—	—	—
	合 計	63	2	58	▲ 5
差 引		515	▲ 45	479	▲ 36

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分		25年度	26年度
人件費	役員報酬	35	35
	給料手当	340	339
	賞与引当金繰入	▲ 2	0
	福利厚生費	58	58
	退職給付費用	19	18
	小 計	450	450
旅費交通費		7	7
業務費		81	90
負担金		18	18
施設費		109	113
貯金保険料		9	10
雑費		2	2
税金		1	1
合 計		677	691

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度		26 年 度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	32.6	34.0	30.8	33.6
貯預率	62.2	60.0	64.7	61.1
貯証率	4.5	5.0	3.6	4.3
1 職員当り貯金平均残高	1,043		1,046	
1 職員当り貸出金平均残高	355		352	
1 店舗当り貯金平均残高	2,607		3,139	
1 店舗当り貸出金平均残高	887		1,055	
総資産経常利益率	0.06		0.02	
総資産当期利益率	0.04		0.02	
資本経常利益率	1.53		0.59	
資本当期利益率	1.09		0.56	

役員等の報酬体系

- ◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。
- なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。
- 功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	35	—

- ◇ 対象役員は、理事10名、監事4名です。
- 役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。
- 役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

平成27年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したことにより、前年度対比において0.90ポイント低下して12.82%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。
出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項 目	内 容
発行主体	兵庫県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14億円（前年度 14億円）

○ 非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	兵庫県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3億円（前年度 3億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置 による 不算入額		経過措置 による 不算入額	
コア資本に係る基礎項目（１）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	2,722		2,718	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,735		1,735	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	1,012		1,008	
うち、外部流出予定額（△）	▲ 25		▲ 25	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	65		67	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	65		67	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,787		2,785	
コア資本に係る調整項目（２）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0	—	0
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0	—	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0		—	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,787		2,785	
リスク・アセット等（３）				
信用リスク・アセットの額の合計額	20,346		18,876	
資産（オン・バランス）項目	20,341		18,871	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 3,696		▲ 5,079	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	▲ 3,696		▲ 5,079	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	4		5	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	—		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,382		1,413	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	21,728		20,289	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.82%		13.72%	

○自己資本充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	25 年 度 末			26 年 度 末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	—	200	—	—
我が国の地方公共団体向け	3,055	—	—	2,975	—	—
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	75	7	0	70	7	0
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	42,423	8,485	339	45,153	9,031	361
法人等向け	304	154	6	301	150	6
中小企業等・個人向け	1,637	1,228	49	1,614	1,210	48
抵当権付住宅ローン	4,189	1,466	59	3,890	1,362	54
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	249	317	13	201	257	10
漁業信用基金協会等保証	9,730	973	39	9,614	961	38
出資等	436	436	17	456	456	18
上記以外	7,914	6,713	269	7,611	7,810	312
(うち農林中央金庫等の対象普通出資等)	2,784	2,784	111	2,785	4,171	167
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	0	0	—	0	0	—
経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額 (▲)	▲ 903	▲ 903	—	▲ 903	▲ 903	—
合 計	69,409	18,876	791	71,182	20,341	847

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

25 年 度			26 年 度		
粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーショナル・ リスク相当額を 8 %で除して得た額 $b = a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c = b \times 4\%$
754	1,413	57	737	1,382	55

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

25 年 度		26 年 度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
20,289	812	21,728	869

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I , Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I , Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		25 年 度 末			26 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法 人	農林水産業	3,943	3,943	—	3,670	3,670	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	121	121	—	119	119	—
	金融・保険業	44,712	1,604	1,003	47,341	1,604	802
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	1,877	1,877	—	1,571	1,571	—
	地方公共団体	2,055	652	1,403	1,975	871	1,104
	その他	601	—	601	501	—	501
	個 人	13,929	13,929	—	13,618	13,618	—
固定資産等		4,025	—	—	4,133	—	—
合 計		71,263	22,126	3,007	72,928	21,453	2,407

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		25 年 度 末			26 年 度 末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年以下		51,635	9,730	401	53,931	9,184	401
1 年超 3 年以下		1,720	1,219	401	1,854	952	602
3 年超 5 年以下		2,826	2,024	502	2,537	2,237	100
5 年超 7 年以下		2,487	2,387	100	3,087	2,685	402
7 年超		9,912	6,309	1,603	6,831	5,929	902
期限の定めなし		2,683	457	—	4,688	466	—
合 計		71,263	22,126	3,007	72,928	21,453	2,407

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◇3 月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		25 年 度	26 年 度
法 人	農林水産業	192	142
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	6	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		187	179
合 計		385	321

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		25 年 度				26 年 度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額		70	67	－	70	67	67	65	－	67	65
個別貸出引当額		120	122	－	120	122	122	124	8	114	124
法人	農林水産業	73	77	－	73	77	77	94	－	77	94
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		47	45	－	47	45	45	30	8	37	30

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		25 年 度	26 年 度
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人		—	—
合 計		—	—

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		25 年 度 末			26 年 度 末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	400	4,180	4,580	200	4,191	4,391
	10%	—	9,805	9,805	—	9,683	9,683
	20%	41,486	937	42,423	44,282	871	45,153
	35%	—	4,190	4,190	—	3,890	3,890
	50%	301	28	329	301	26	327
	75%	—	1,637	1,637	—	1,614	1,614
	100%	3,386	2,878	6,264	616	2,578	3,194
	150%	—	165	165	2,771	138	2,909
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	16	16	—	20	20
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		45,573	23,836	69,409	48,170	23,011	71,181

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA 3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	25 年 度 末		26 年 度 末	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関および証券会社向け	—	1,000	—	1,000
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	7	—	7
抵当権付住宅ローン	—	68	—	63
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	1,075	—	1,070

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポートに関する事項

「証券化エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	25 年 度 末		26 年 度 末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	2,615	—	2,638	—
合 計	2,615	—	2,638	—

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計

(その他有価証券の評価損益等)

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。当連合会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク(▲193百万円)＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	25 年 度	26 年 度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	▲ 333	▲ 193

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度 末	26 年 度 末	増 減
破綻先債権額	37	38	1
延滞債権額	468	504	36
3か月以上延滞債権額	273	275	2
貸出条件緩和債権額	9	9	0
リスク管理債権総額 A	789	828	39
担保・保証付債権額 B	614	673	59
個別貸倒引当金残高 C	143	123	▲ 20
保全率 (B+C)／A	95.9	96.1	0.2

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て、又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、(注)1に掲げるもの及び債務者の経営再建、又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外のもをいいます。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（(注)1・2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(注)1・2・3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 「担保・保証付債権額B」は、「リスク管理債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高C」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	25 年 度 末	26 年 度 末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	373	323	▲ 50
危険債権	90	220	130
要管理債権	283	285	2
不良債権額合計 A	746	828	82
正常債権	21,380	20,576	▲ 804
担保・保証付債権額	594	673	79
貸倒引当金残高	121	123	2
保全額合計 B	715	796	81
保全率 B／A	95.8	96.1	0.3

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のもに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額」は、「金融再生法開示債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	25 年 度					26 年 度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	70	67	—	70	67	67	65	—	67	65
個別貸倒引当金	120	122	—	120	122	122	124	8	114	124
合 計	190	189	—	190	189	189	189	8	181	189

貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	25 年 度	26 年 度
貸倒償却額	—	—

●○個人情報保護方針○●

兵庫県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」という。）は、利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、個人情報を取り扱う際、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、利用目的を可能な限り特定した上、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
3. 当連合会は、個人情報を取得する場合は、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。
但し、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当連合会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等および委託先を監督します。
5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを当連合会以外の第三者に提供しません。
6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部管理体制の整備に努めます。
8. 当連合会は、取り扱う個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。
9. 当連合会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどにより、本保護方針の適正な実施運営及び継続的な改善に努めます。

●○情報安全管理基本方針○●

兵庫県信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」という。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報安全管理基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティ管理体制を確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

(平成27年3月末)

■ 本店・支店・営業店

地 区	兵 庫 県	一 円	A T M
店 舗 名	住 所	電 話 番 号	
1 本 店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210	○
2 神 戸 支 店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880	
3 明 石 支 店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323	○
4 坊 勢 支 店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
5 淡 路 島 支 店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331	
6 但 馬 支 店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
7 明 石 浦 営 業 店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154	○
8 家 島 営 業 店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007	
9 岩 見 営 業 店	たつの市御津町岩見1308番地の5	079 (322) 0024	○
10 東 淡 営 業 店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525	
11 富 島 営 業 店	淡路市富島字小倉浜940番地先	0799 (82) 0018	
12 浅 野 浦 営 業 店	淡路市斗之内1694番地	0799 (82) 0064	
13 育 波 浦 営 業 店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399	
14 室 津 浦 営 業 店	淡路市室津字宮田2534番地先	0799 (84) 0014	
15 一 宮 営 業 店	淡路市郡家1355番地	0799 (85) 0002	
16 福 良 営 業 店	南あわじ市福良丙28番地	0799 (52) 0064	○
17 南 淡 営 業 店	南あわじ市灘土生45番地	0799 (56) 0002	
18 沼 島 営 業 店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246	
19 津 居 山 営 業 店	豊岡市津居山317番地	0796 (28) 2533	○
20 柴 山 営 業 店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455	○
21 浜 坂 営 業 店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023	○

※ 岩見営業店、福良営業店及び南淡営業店については、平成27年4月1日より店舗形態を変更しております。

■ ATM店舗

店 舗 名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4目1番7号
2 室 津 漁 協	たつの市御津町室津493番地の2地先
3 浜 坂 漁 協 諸 寄 支 所	美方郡新温泉町諸寄3228

